

サーキュラーエコノミーの推進

県内初となるグリーン電力証書事業を始めました！

12
つくる責任
つかう責任



ターゲット 12.1

2025年9月22日

郡山市環境部

資源循環課

課長 佐藤 伸治

TEL：924-2758

SDGs ターゲット 12.1 「持続可能な消費と生産の10年計画を実行する。」

サーキュラーエコノミーを推進する取組みとして、本市のクリーンセンターで発電した余剰電力に含まれる環境価値をグリーン電力証書として事業者へ販売する「グリーン電力証書事業」の証書発行事業者が10月からグリーン電力証書を販売します。

1 グリーン電力証書の販売に関する問合せ先

八千代エンジニアリング株式会社

福島事務所 電話：024-526-0501

グリーン電力証書事務局 電話：03-5822-6835

メール：carbon-offset@yachiyo-eng.co.jp

2 事業概要



(1) グリーン電力証書とは

太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電といった、自然エネルギーで発電した電気環境価値を取引できる証書で、グリーンエネルギーに対する社会認知度や取引の信頼度を示す役割を担う。

(2) 環境価値のある電気とは

自然エネルギーで発電した電気は、石炭や石油などの化石燃料を使わずに生み出されている。「部屋を照らす」や「エレベーターを動かす」といった電力そのものの価値に加えて、再エネ由来で「CO₂を排出しない」という付加価値を有する電気が、「環境価値のある電気」

※クリーンセンターで発電した電気はバイオマス発電として環境価値がある。

(3) バイオマス発電とは

木材や家畜糞尿といった動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）を燃料として発電する方式

4 事業の流れ

